

タイ
商標規則
省令 B. E. 2560
マドリッド議定書に基づく商標登録
2017年11月7日施行

目次

第1条

第1章 総則

第2条

第3条

第2章 他の締約国を指定するためにタイにおいて提出された国際出願

第1部 国際出願の提出

第4条

第5条

第6条

第7条

第2部 本国官庁としての登録官による国際出願の審査

第8条

第9条

第10条

第3部 国際事務局の通報による誤記の補正

第11条

第12条

第4部 その他の申請の提出

第13条

第14条

第5部 基礎出願又は基礎登録の失効の結果及び国際登録に対する権利の制限

第15条

第16条

第3章 国際事務局によって送付される、タイを指定国とする国際出願

第17条

第 18 条
第 19 条
第 20 条
第 21 条
第 22 条
第 23 条
第 24 条
第 25 条
第 26 条
第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条
第 31 条
第 32 条
第 33 条

第1条

本省令は、2017年11月7日に施行される。

第1章 総則

第2条

本省令において、

「国際登録」とは、国際事務局が管理する商標の国際登録を意味し、この登録に関連する公式情報を含む。

「基礎出願」とは、マドリッド議定書に基づく国際出願の基礎として使用される、タイの商標登録出願を意味する。

「基礎登録」とは、マドリッド議定書に基づく国際出願の基礎として使用される、タイの商標登録を意味する。

「出願人」とは、国際商標登録の出願人を意味し、その代理人を含む。

第3条

商務省知的財産権局を介して国際事務局に提出される、国際出願、その他の申請及び関連情報は、英語でなければならない。

出願人と知的財産権局との間の通信は、タイ語でなければならない。ただし、標章が保護される他の締約国を指定するためにタイにおいて出願を提出した出願人に送付される、国際事務局による命令の通知書を除くものとし、この場合は、英語でなければならない。

第2章 他の締約国を指定するためにタイにおいて提出された国際出願

第1部 国際出願の提出

第4条

マドリッド議定書に基づいて提出される国際出願は、長官が通知して定めた様式でなければならない。当該出願は、知的財産権局の登録官に提出するか又は長官が通知して定めた他の手段により商務省に提出しなければならない。

第5条

出願人は、国際出願を、第4条において長官が通知して定めた様式で英語により記入し、完成させなければならない。少なくとも次の情報を提供しなければならない。

- (1) 商標権者の名称及び住所。これらは、当該基礎出願又は基礎登録に記載された名称及び住所と一致しなければならない。
- (2) 国際出願に表示された標章。これは、当該基礎出願又は基礎登録に示された標章と同一でなければならない。
- (3) 国際出願に示された商品の一覧。これは、当該基礎出願又は基礎登録に示されたものと一致しており、かつ、当該基礎出願又は基礎登録に示されたものよりも広くないものとする。
- (4) 指定締約国

英語に加えて、他の言語による通信が必要な締約国を指定する場合は、出願人はその言語を示さなければならない。

標章使用の意思の宣言の提出が必要な締約国を指定する場合は、出願人は、長官が通知して定めた様式において標章使用の意思の宣言を提出しなければならない。

第6条

出願人は、次の手数料を納付しなければならない。

- (1) マドリッド議定書に基づく国際出願の作成及び発送のための手数料
- (2) 国際事務局が請求する国際登録手数料

第7条

出願人は、次の通信手段のうちの何れかを登録官に書面で示さなければならない。

- (1) 受取通知付き郵便
- (2) 電子メール
- (3) ファクシミリ
- (4) その他、長官が通知して定めた手段

第2部 本国官庁としての登録官による国際出願の審査

第8条

登録官は、国際出願、その裏付け書類並びにその作成及び発送のための手数料を受理した後、受理日を表示し、整理用の受理番号を発行しなければならない。

第9条

登録官は、受理日を表示し、整理用の受理番号を発行した後、受理日から25日以内に、第5条において要求されているように、国際出願及びその裏付け書類の正確性及び完全性を審査しなければならない。

国際出願及びその裏付け書類に示された情報が正確でないか又は完全でないとみなされた場合は、登録官は、出願人に通知して、出願人が正確かつ完全に補正するように助言しなければならない。この補正は、通知日から15日以内に行わなければならない。出願人が正確かつ完全な補正を行い、指定された期限内に登録官に提出した後、登録官は、当該補正に関する通知の受領から15日以内に、補正の検討を完了しなければならない。

国際出願及びその裏付け書類に示された情報が正確、かつ、完全であるとみなされた場合又は出願人が第2段落に規定された期限内に正確かつ完全な補正を行った場合は、登録官は、出願人に通知して、国際事務局が請求した国際登録手数料を通知日から3日以内に振り込むことができるようにしなければならない。当該手数料が納付された後、出願人は、当該振込の整理番号を登録官に通知しなければならない。登録官は、国際出願及びその裏付け書類の情報の正確性及び完全性を証明し、これらを国際事務局に提出しなければならない。

登録官が出願の受理日から2月以内に第3段落に基づく書類を国際事務局に提出した場合は、知的財産権局が当該出願を受理した日を国際出願の出願日とみなす。登録官が当該期限を満たさなかった場合は、国際事務局が出願を受理した日を国際出願の出願日とみなす。

出願人が、通知日から120日以内に、該当する事情に応じ、第2段落に基づく書類の正確かつ完全な補正を行わないか又は第3段落に基づく手数料を納付しなかった場合は、それ以上の手続を出願人が望まないものとみなし、登録官は、出願をシステムから削除する。

第10条

登録官が国際事務局に国際出願及びその裏付け書類を提出している間に、出願人は、補正事項を記載した書面による通知によって、国際出願及びその裏付け書類の補正を請求することができる。

登録官が国際出願及びその裏付け書類を国際事務局に提出した場合は、出願人は、国際出願の補正請求を国際事務局に直接通知しなければならない。

第3部 国際事務局の通報による誤記の補正

第11条

提出された国際出願に誤記があることを国際事務局が知的財産権局に通報した場合は、登録官は、国際事務局が指定する期限内に当該誤記を補正しなければならない。

国際事務局が出願人に対して追加手数料を請求し、かつ、商品の一覧の補正又は商品の再分類に関して示唆を与える場合は、出願人は、手数料を納付し、当該示唆を検討し、登録官にその決定を通知して、登録官が国際事務局により指定された期限内に国際事務局に更に通報できるようにしなければならない。

国際事務局が出願人に誤記を補正するよう通知した場合は、出願人は、国際事務局が指定した期限内に当該誤記を補正しなければならない。

出願人が、第2段落に基づく国際事務局が指定した期限内に、国際事務局の示唆に従って商品の一覧を補正しないか又は商品を再分類しなかった場合は、国際事務局は、適切と認めるように商品の一覧又は商品の分類を再検討する。

出願人が第2段落に基づく追加手数料を納付しないか又は第3段落に基づく誤記を補正しなかった場合は、マドリッド議定書に規定されているとおり、出願人は出願を放棄したものとみなす。

第12条

国際事務局が、指定された期限内に手続をすることを要求する指定締約国の情報を、出願人に通知した場合は、出願人は、当該指定された期限内に当該手続を完了しなければならない。

出願人が第1段落に基づく指定された期限を満たさなかった場合は、国際出願は、マドリッド議定書に基づく出願の検討に関する締約国の規則に従う。

第4部 その他の申請の提出

第13条

追加保護申請の提出においては、申請人は、当該申請を、長官が通知して定めた様式において英語により記入し、完成させなければならない。当該申請は、知的財産権局の登録官に若しくは長官が通知して定めた他の手段により商務省に提出するか又は国際事務局に提出することができる。

追加保護申請の提出、本国官庁としての登録官による追加保護申請の審査、手数料の納付及び国際事務局の通報による誤記の補正は、第2章第1部から第3部までの規定に準用される。

第14条

第13条に基づく申請に加えて、マドリッド議定書に基づくその他の申請は、長官が通知して定めた様式でなければならない。

第1段落に基づくその他の申請の提出においては、申請人は、申請を、英語により記入し、完成させなければならない。当該申請は、知的財産権局の登録官に若しくは長官が通知して定めた他の手段により商務省に提出するか又は国際事務局に提出することができる。

知的財産権局に又は長官が通知して定めた他の手段により商務省に提出する場合は、申請人は、知的財産権局に提出するその他の申請の作成及び発送のための手数料並びに国際事務局が請求する他の手数料を納付しなければならない。登録官は、申請人がその他の申請の作成及び発送のための手数料を納付した後、申請及びその裏付け書類を国際事務局に更に発送しなければならない。

国際事務局に直接提出する場合は、申請人は、国際事務局が請求する他の手数料を納付しなければならない。

第 5 部 基礎出願又は基礎登録の失効の結果及び国際登録に対する権利の制限

第 15 条

基礎出願又は基礎登録が国際登録の日から 5 年以内に何らかの理由により取り下げられるか、放棄されるか、拒絶されるか若しくは取り消された場合又は当該期間内に異議申立、審判請求、請求若しくは訴追が行われ、その後の取下げ、放棄、拒絶若しくは取消の理由となり得る場合は、登録官は、国際事務局にその事実及び命令、決定又は判決を通報し、かつ、国際事務局に対して、商品の一覧全体又は影響を受ける一定の商品について国際登録を取り消すよう請求しなければならない。

第 16 条

国際登録が譲渡、ライセンス又は他の権利に関して、その全部か一部かに拘らず、登録官、商標委員会又は裁判所の法律行為又は命令によって制限されていることが登録官に明らかになっている場合は、登録官は、国際登録に対する権利の制限に関して速やかに国際事務局に通報しなければならない。

第3章 国際事務局によって送付される、タイを指定国とする国際出願

第17条

国際事務局によって送付された、タイを指定国とするか又はその後に指定する国際出願を知的財産権局が受領した後、登録官は、その必要な部分をタイ語に翻訳し、国内出願の番号を発行して、登録手続に取り入れられるようにしなければならない。

第18条

国際出願の審査は、本規則に別段の規定がない限り、国内出願の審査に適用されるものと同じの規則及び手続に従う。

第19条

第20条、第23条及び第24条に従うことを条件として、国際出願を審査するに際し、登録官は、タイを指定する国際事務局の通報から18月以内に、国際出願を審査し、登録を認めなければならない。登録官は、登録を認めた後、国際事務局に保護の付与を通報しなければならない。

登録官が第1段落に基づく指定された期限を満たさなかった場合は、当該出願は登録されたものとみなす。

第20条

登録官が、検討後、指定国としてタイにおいて保護を求める商標が登録を受けることができない又は当該商標の登録がタイ商標法に従っていないと考えた場合は、登録官は、登録を拒絶する命令を発出し、タイを指定する国際事務局の通報から18月が経過する前に、当該命令を国際事務局に通報しなければならない。

出願の補正又は登録官の命令の遵守、命令に対する審判請求若しくは第1段落に基づく登録官の命令による他の手続に関しては、出願人は、タイにおいて代理人を選任して、第33条に基づく命令に関する登録官の通知を受領したとみなされる日から60日以内に手続を進めなければならない。

第21条

登録官の命令に従って出願人が正確な補正を行った後、登録官は、出願の公告を命令しなければならない。

第22条

第24条に従うことを条件として、登録官が国際出願の公告を命令し、異議が申し立てられた場合は、登録官は、当該異議申立を理由に登録を拒絶しなければならない。当該命令は、タイの指定請求に関する国際事務局の通報から18月が経過する前に、異議申立の詳細を含めて国際事務局に通報される。出願人は、第33条に基づく命令に関する登録官の通知を受領したとみなされる日から60日以内に当該異議申立に対する意見書を提出するために、タイにおいて代理人を選任する必要がある。

異議申立の通報の詳細は、少なくとも次の事項を含まなければならない。

- (1) 国際登録番号
- (2) 異議申立人の名称及び住所
- (3) 異議申立理由
- (4) 異議申立理由として参照された法律の規定
- (5) 同一又は類似の標章を理由として申し立てられた場合は、異議申立人の標章及び商標の出願番号/登録番号(ある場合)

登録官は、異議申立を審議した後、国際事務局、出願人のタイにおける代理人及び異議申立人に対して、結果を通知しなければならない。

第 23 条

異議申立期間が第 19 条に基づく 18 月が経過する前の 30 日以内に終了する場合は、登録官は、出願番号及び出願人の名称を通知して、当該出願に異議が申し立てられる可能性があることを国際事務局に知らせなければならない。異議が申し立てられた場合は、登録官は、当該異議申立日から 1 月以内に、当該出願に対する異議申立を国際事務局に通報しなければならない。

第 1 段落に基づく異議申立がない場合は、登録官は、国際事務局に、保護の付与に関する書面による通報を提出しなければならない。

第 24 条

異議申立期間が第 19 条に基づく 18 月が経過した後には終了する場合は、登録官は、国際事務局に、当該期間が経過した後には異議が申し立てられる可能性があることを通報しなければならない。ただし、当該出願が過去に登録官の命令によって拒絶されている場合は、この限りではない。

第 1 段落に基づいて異議が申し立てられた場合は、登録官は、当該異議申立及び第 22 条に基づくその詳細を、異議申立期間の終了から 1 月以内に、ただし、異議申立期間の開始から 7 月以内に、国際事務局に通報しなければならない。

異議申立がない場合は、登録官は、登録を認め、国際事務局及び出願人に、保護の付与に関する書面による通報を提出しなければならない。

第 25 条

出願人が登録官の命令に従わず、かつ、指定された期限内に登録官の命令に審判請求を行わないか又は登録官の命令全体を遂行しなかった場合は、登録官は、利用可能な書類を更に検討し、手続を進め、かつ、次の命令のうちの何れかを課さなければならない。

(1) 出願が、部分的に登録を受けることができる商品の一覧を含むときは、登録官は、当該部分的に登録を受けることができる商品の一覧の公告を命令しなければならない。

(2) 出願が登録を受けられないときは、登録官は、当該出願の登録を拒絶する命令を発出し、該当する事情に応じ、国際事務局及び出願人のタイにおける代理人に当該命令を通知しなければならない。登録官は、その後、出願を削除しなければならない。

第 26 条

登録官が保護の付与に関する書面による通報を行った後、命令、決定又は判決が当該保護に

影響を及ぼす場合は、登録官は、当該命令、決定又は判決の結果を国際事務局に通報しなければならない。

第 27 条

登録官の命令、商標委員会の決定又は裁判所の判決により、タイにおいて保護を付与された国際商標の無効が確定した場合は、登録官は、当該無効を国際事務局に通報しなければならない。

第 28 条

国際登録に係る事項についての補正、変更、移転、更新又は記録がある場合は、国内登録についても行われたものとみなす。登録官は、国際事務局からの通報を受領した後、通報されたとおりに、事項を補正、変更、移転、更新又は記録しなければならない。

補正又は移転が、法律若しくは公序良俗に反する場合又は商品の所有権若しくは出所に関して公衆を混乱若しくは誤認させる虞がある場合は、登録官は、当該補正又は移転を拒絶し、これを国際事務局に通報しなければならない。

第 29 条

国際事務局が商標ライセンス契約を記録することを通報した場合は、登録官は、当該記録を拒絶し、これを国際事務局に通報して、商標権者又はそのライセンシーがタイにおけるライセンス契約の登録手続を進めることができるようにしなければならない。

第 30 条

指定国としてタイにおいて保護を求める標章が証明標章又は団体標章である場合は、出願人は、証明標章の使用に関する条件又は団体標章に関して資格を有する者の一覧を登録官に提出し、当該条件又は一覧は、タイ語により作成しなければならない。

出願人が第 1 段落に基づく書類を提出しなかった場合は、登録官は、登録を拒絶する命令を发出し、当該命令を国際事務局に通報し、かつ、当該標章の所有者に対して、出願人が第 33 条に基づく命令に関する登録官の通知を受領したとみなされる日から 60 日以内に、当該書類を提出するよう指示しなければならない。

出願人が第 2 段落に基づく指定された期限内に書類を提出しなかった場合は、国際登録出願は放棄されたものとみなす。

第 31 条

商標権者が、商品の一覧全体又は国内登録と国際登録の両方に含まれる同一の商品のみに関して、国内登録に代えて国際商標の登録を申請する場合は、国内登録に代わる国際登録に関する登録申請を、長官が通知して定めた様式において記入し、完成させなければならない。また、知的財産権局の登録官に又は長官が通知して定めた他の手段により商務省に提出しなければならない。国内登録に代わる国際登録に関する登録申請には、手数料も納付しなければならない。

登録官は、国内登録に代わる国際登録に関する登録申請を受領した後、当該代替について登録原簿に記録し、かつ、次の事項を国際事務局に通報しなければならない。

- (1) 記録された国際登録番号
 - (2) 商品の一覧。国際登録において当該一覧を記録するよう請求された場合に限る。
 - (3) タイにおいて最初に登録された標章の出願日及び出願番号
 - (4) タイにおいて最初に登録された標章の登録日及び登録番号
 - (5) タイにおいて最初に登録された標章の登録で主張されている優先日
 - (6) その他、タイにおける登録から取得した、権利に関する情報
- 第2段落に基づく国際登録の記録は、国内登録を取り消すものではない。

第32条

国際登録に示されている商品の一覧全体又は一定の商品について、タイを指定する国際登録の取消が国際登録日から5年以内に国際事務局から請求された場合は、国際登録の所有者は、国際登録の取消から3月以内に、タイを指定する国際登録に示されている商品の同一の一覧に係る当該標章の国内出願を商務省知的財産権局に提出することができる。商標の国内登録の出願に関する規定を準用する。

第1段落に基づく商標登録の出願は、長官が通知して定めた様式でなければならない。当該出願は、少なくとも次の事項を含まなければならない。

- (1) 本登録出願が国際登録から転換されたことを示す陳述
- (2) 取り消された国際登録番号
- (3) 該当する事情に応じ、国際登録の登録日又はタイを指定した日
- (4) 国際登録の取消日
- (5) 国際出願において主張され、かつ、国際登録において記録されている優先日(ある場合)標章の国際登録が、当該国際登録の取消日以前にタイにおいて保護を付与された場合に、当該国際登録から転換された国内登録が第1段落に規定された規則に従っているときは、登録官は、当該商標の登録を認めなければならない。この場合において、タイを指定する国際登録の登録日又はその後にタイを指定した日を、タイにおける当該商標の登録日とみなす。取り消された国際登録における優先権の主張は、国内登録においても有効である。

標章の国際登録が、当該国際登録の取消日以前に、タイにおいていまだ保護を付与されていない場合は、国際登録の転換請求の提出日以前に行われた手続は、当該転換により生じる出願の提出のために行われた手続とみなす。この場合において、タイを指定する国際登録の登録日又はその後にタイを指定した日を、登録出願日とみなす。

第33条

保護の付与に関する通知、異議申立に関する通知、登録を拒絶する命令に関する通知、異議申立の結果に関する通知、命令、決定又は判決の結果に関する通知、登録証、出頭要求及び国際事務局、出願人又は商標権者に対する他の文書は、長官が通知して定めた様式でなければならない。

第1段落に基づく文書が提出され、かつ、30日が経過した後は、出願人又は商標権者が当該文書を受領したものとみなす。

国際事務局が誤記のあることを通報し、かつ、当該誤記が商務省知的財産権局によってなされた場合は、登録官は、原文書及び当初の命令(ある場合)を取り消し、新たな文書を発行し、新たな命令をしなければならない。第2段落に基づく期限は、新たな文書の発送日から開始

する。